報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成29年6月29日
中国四国管区行政評価局

入院費用等の担保についての連帯保証人以外の選択肢の設定

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答～

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成 嘉（わかばやし しげよし））は、下記の行政相談を受けて、同局の行政苦情救済推進会議に諮り、その意見を踏まえて、平成29年3月27日、中国地方に所在する国が設置した病院（28病院（資料の１参照））に対し、入院前の患者に一律に連帯保証人の提示を求めるのではなく、他の選択肢も検討するようあっせんしました。

このあっせんを受けて、各病院から次のとおり措置する旨の回答がありましたので、お知らせします。

① クレジットカード番号登録の導入を今年度中に予定し、他の選択肢導入も検討する（１病院）。
② 以前から検討していた保証会社の利用を開始し、他の選択肢導入も検討する（１病院）。
③ 他の選択肢導入を検討する（８病院）。
④ 連帯保証人の提示は、患者の事情等により柔軟に対応していることから現状の対応を継続する（18病院）。

※【各病院からの回答】参照

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

病院に入院することになったが、入院手続の説明において、身元引受人及び連帯保証人が署名・押印した書類の提出を求められた。高齢で同居の妻以外に身寄りはなく、連帯保証人（生計を別にする成年者）を依頼できる人がいないけれども、自分には入院費用を払う資力があると病院側に説明したが、それでも連帯保証人が必要だといわれた。

一方、連帯保証人を提示できない場合は、入院預り金（注1）の支払により、入院を認めている病院もあると聞いた。少子高齢化が進み、身寄りのない高齢者が増えている状況を考えると、患者自身に資力がある場合には、他人に頼みづらい連帯保証ではなく、入院預り金の支払等、他の選択肢（注2）があってもいいのではないか。

(注1)入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭(いわゆる「入院預り金」)については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号保険局医療課長通達)により、医療保険制度上、医療機関での取扱いにおいて、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、積算方法等の明示などの適正な手続を確保することを条件に、許容されている。

(注2)当局管外の病院において、連帯保証人の提示が困難な患者に対し、入院預り金（入院保証金）の徴収のほか、クレジットカード番号の登録（クレジットカード番号を登録し、実際の入院費の支払いをカード払いとするもの）又は保証会社の利用(患者が保証会社に一定の保証料を支払うことで、入院費滞納発生時の支払いを保証会社が保証するもの)について、連帯保証人の提示に代わる選択肢に設定している病院がみられた（これらの選択肢を設けることによる各病院の意見は資料の２のとおり)。

【当局あっせん内容】

各病院は、患者自身に支払能力がある場合には、一律に連帯保証人を求めるのではなく、クレジットカード番号登録等の他の選択肢について検討する必要がある。

【各病院からの回答】

あっせん対象機関		あっせんに対する回答要旨
国立大学法人	鳥取大学医学部附属病院	連帯保証人の確保が不可能な場合、その提示に固執するのではなく、医療費の支払いの履行を担保する代替策を導入する必要がある。そこで、入院時にクレジットカード番号の登録を行った患者には、連帯保証人の求めを免除する取扱いを今年度中に導入する予定である。これ以外の方法の導入は継続して検討する。(①)
	島根大学医学部附属病院	入院申込書兼保証書への連帯保証人の提示に限定せず、クレジットカード番号登録による代替策も視野に入れ、取り組む。(③)
	岡山大学病院	患者の事情に合わせ柔軟に対応しており、事務手続上の書類等が揃わない場合でも入院を認めるなどの対応をしている。引き続き、原則、連帯保証人の提示は求める。(④)
	広島大学病院	以前から未収金対策として検討していた保証会社の利用を平成29年4月1日から開始した。クレジットカード番号登録等の導入に向けて引き続き検討する。(②)
	山口大学医学部附属病院	クレジットカード番号登録、入院預り金(入院保証金)の徴収及び保証会社の利用の導入等について検討している。(③)
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ(15病院)		未収金対策マニュアルにおいて、家族がいない等の理由で、身元引受書兼診療費等支払保証書に連帯保証人を提示できない場合は、入院保証金の徴収を検討するといった方法を示しており、一律に連帯保証人を求めることなく柔軟な対応を可能としている。(④)
独立行政法人労働者健康安全機構	山陰労災病院	支払い能力を確認する方法としてクレジットカードの提示は有用なので、その導入を検討する。入院預り金(入院保証金)の徴収は、そのメリット、デメリットを十分検証しながら、導入の可否を検討する。(③)
	岡山労災病院	社会情勢等を考慮し、支払能力のある者には、連帯保証人の提示に代わりクレジットカード番号登録の導入を検討する。(③)
	吉備高原医療リハビリテーションセンター	クレジットカード番号登録の導入を検討する。(③)
	中国労災病院	連帯保証人の提示が困難な者は、事情等を確認した上で、その記入を省略するなどの対応をとっている。高齢者の増加により連帯保証人を提示できない者の増加が予測されるので、連帯保証制度に代わる未収金対策は必要と考えているが、具体的対策が決まるまで現在の対応を継続する。(④)
	山口労災病院	入院誓約書兼保証書(連帯保証人欄)の見直し、連帯保証人以外の選択肢の導入について、検討する。(③)
独立行政法人地域医療機能推進機構	玉造病院	入院時に保証人及び連帯保証人の署名・捺印を求めているが、短期入院の場合や事情により連帯保証人を提示できない等の場合は、患者若しくは保証人のみの署名・捺印で入院できるようにしている。(④)
	下関医療センター	高齢化社会の進展で、連帯保証人の提示が困難になると想定されることから、「クレジットカード番号登録」等を含めた運用方法について、具体的な内容の検討を開始する。(③)
	徳山中央病院	

(注)「あっせんに対する回答要旨」欄の( )内の丸数字は、各病院の措置内容を1ページ上段記載の①～④の区分で分類したもの

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置(現在の座長は、片木(かたぎ) 晴彦(はるひこ) 広島大学大学院法務研究科教授)

総務省中国四国管区行政評価局

http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html

【本件照会先】
首席行政相談官　　杉山　信政
行政相談官　　筒井　恒次
電　話：082-228-6174　ＦＡＸ：082-228-4955
E-mail:https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html

資料

1　中国地方に所在する国が設置した病院

［国立大学法人］

・鳥取大学医学部附属病院　・島根大学医学部附属病院　・岡山大学病院
・広島大学病院　・山口大学医学部附属病院

［独立行政法人国立病院機構］

・鳥取医療センター　・米子医療センター　・松江医療センター　・浜田医療センター
・岡山医療センター　・南岡山医療センター　・呉医療センター　・福山医療センター
・広島西医療センター　・東広島医療センター　・賀茂精神医療センター
・関門医療センター　・山口宇部医療センター　・岩国医療センター
・柳井医療センター

［独立行政法人労働者健康安全機構］

・山陰労災病院　・岡山労災病院　・吉備高原医療リハビリテーションセンター
・中国労災病院　・山口労災病院

［独立行政法人地域医療機能推進機構］

・玉造病院　・下関医療センター　・徳山中央病院

2　連帯保証人以外の選択肢を設けている病院の状況

当局管外の病院において、次のとおり、連帯保証人の提示が困難な患者に対し、クレジットカード番号の登録等でも可としている病院がみられ、それらの病院から連帯保証人以外の選択肢を設けることによる支障についての特段の意見は聴かれなかった。

選択肢	病院の説明
①クレジットカード番号の登録	（患者のメリット） ・入院手続がスムーズ（連帯保証人を探す気苦労、手間を省ける。） ・クレジットカード払いなので、高額な現金を用意する必要がない。 （病院のメリット） ・連帯保証人の提示を求める必要がなくなり、事務処理上の利便性が高い。 ・未収金対策につながる。
②入院預り金（入院保証金）	・出産、自由診療及び連帯保証人がいない場合は、入院預り金でも可 （病院の意見） ・入院預り金という選択肢を示すことにより、患者の経済的事情や支払可能性を入院当初に知り、未収金発生の予防策を講じることができ、リスク管理としての効果があると感じる。 ・産科のように飛び込み患者が多い場面では、入院預り金制度は患者側、病院側の双方にとってメリットだと思う。
③保証会社の利用（注）	・未収金対策として保証会社と業務提携 （病院の意見） ・患者の中には、連帯保証人を頼める人がいない人、病名を他人に知られたくない人がいることから、利用者からは患者サービスとして喜ばれている。

（注）病院・福祉施設への入院・入所時の身元（連帯）保証等の身元保証サービスが行われているが、これまで当該事業者を指導監督する行政機関が必ずしも明らかではなく、苦情相談についてもほとんど把握されていない実情であったことから、内閣府消費者委員会は「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成 29 年 1 月 31 日）の中で、厚生労働省等に対し、身元保証事業（入院時の連帯保証も含む）の実態把握を行い、消費者が安心して保証サービスを利用できるよう必要な措置を講ずることを求めている。